

測量、調査作業及び業務委託等必携 新旧対照表

工種 第1編 共通編

旧	新
<p>第1209条 設計業務の条件</p> <p>11. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層のコスト縮減の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについてコスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべきコスト縮減提案を行うものとする。</p> <p>この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等(コスト縮減の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項)について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。</p> <p>12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、(追加)新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。(追加)</p> <p>また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、(追加)新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p>	<p>第1209条 設計業務の条件</p> <p>11. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層の生産性向上の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについて生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべき生産性向上の提案を行うものとする。</p> <p>この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等(生産性向上の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項)について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。</p> <p>12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、(削除)評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。</p> <p>また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術(NETISけいさい期間終了技術を含む)に加えて、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p>
<p>(参考)主要技術基準及び参考図書</p> <p>[1]共通</p> <p>14 地質・土質調査成果電子納品要領(案)国土交通省 H20.12</p> <p>26 2007年制定 舗装標準示方書 土木学会 H19.3</p> <p>36 ボーリング柱状図作成要領(案)解説書(改訂版)日本建設情報総合センターH11.5</p> <p>60 日本建設機械要覧 2013年版 日本建設機械施工協会 H25.3</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>(参考)主要技術基準及び参考図書</p> <p>[1]共通</p> <p>14 地質・土質調査成果電子納品要領 国土交通省 H28.10</p> <p>26 2014年制定 舗装標準示方書 土木学会 H27.10</p> <p>36 ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説 一般社団法人全国地質調査業協会 社会基盤情報標準化委員会 H27.6</p> <p>60 日本建設機械要覧 2016年版 日本建設機械施工協会 H28.3</p> <p>93 土木工事に係るプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領(案) 国土交通省 H28.3</p> <p>94 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン 機械式定着工法技術検討委員会 H28.7</p>

<p>(参考)主要技術基準及び参考図書 [2]河川・海岸・砂防・ダム関係 (追加) 18 ダム・堰施設技術基準(案) 国土交通省 H25.7 19 ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編)ダム・堰施設技術協会 H26.9(H23.7) 99 浸水想定区域図作成マニュアル(改訂版) 国土交通省 H26.3 (追加) 101 砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説 国土技術政策総合研究所 H19.3 102 土石流・流木対策設計技術指針解説 国土技術政策総合研究所 H19.3 104 洪水ハザードマップ作成の手引き(改定版) 国土交通省 H25.3 113 津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン(Ver2.0) 農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局 H25.4 122 都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き 国土交通省河川局砂防部、気象庁予報部 H17.6 125 土砂災害警戒避難ガイドライン 国土交通省河川局砂防部 H19.4 (追加) (追加)</p>	<p>(参考)主要技術基準及び参考図書 [2]河川・海岸・砂防・ダム関係 10 国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(砂防編) 国土交通省 H28.3 19 ダム・堰施設技術基準(案) 国土交通省 H28.3 20 ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編)ダム・堰施設技術協会 H28.10 100 洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版) 国土交通省 H27.7 102 洪水ハザードマップ作成の手引き 国土交通省 H28.4 103 砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説 国土技術政策総合研究所 H28.4 104 土石流・流木対策設計技術指針解説 国土技術政策総合研究所 H28.4 (削除) 114 津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン(Ver3.1) 農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局 H28.4 123 都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き 国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁予報部 H27.2 126 土砂災害警戒避難ガイドライン 国土交通省砂防部 H27.4 144 砂防関係施設点検要領(案) 国土交通省砂防部保全課 H26.9 150 ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準(案) 国土交通省 H27.3</p>
<p>(参考)主要技術基準及び参考図書 [3]道路関係 19 生活道路のゾーン対策マニュアル 交通工学研究会 H23.12 36 PCボックスカルバート道路埋設指針(改訂版) 日本PCボックスカルバート製品協会 H3.10 (追加) (追加) 111 防護柵の設置基準・同解説 日本道路協会 H28.3 (追加) (追加) (追加)</p>	<p>(参考)主要技術基準及び参考図書 [3]道路関係 19 生活道路のゾーン対策マニュアル 交通工学研究会 H29.3 36 プレキャストボックスカルバート設計施工要領・同解説 日本PCボックスカルバート製品協会 H24.3 74 道路トンネル維持管理便覧 日本道路協会 H5.11 76 道路トンネル維持管理便覧【付帯施設編】(改訂版) 日本道路協会 H28.11 113 防護柵の設置基準・同解説 日本道路協会 H28.11 139 凸部狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準 国土交通省都市局・道路局 H28.3 140 ラウンドアバウトマニュアル 交通工学研究会 H28.4 141 安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン 国土交通省道路局警察庁交通局 H28.7</p>

(参考)主要技術基準及び参考図書

[4]電気・機械・設備等

- 3 内線規程 JEAC 8001-2011 日本電気協会 H24.2
- 4 電気通信設備工事共通仕様書 平成27年版 国土交通省 H27.3
- 8 公共建築設備工事標準図 [電気設備工事編] 平成28年版 国土交通省 H28.3
- 10 電気設備工事監理指針 公共建築協会 H25

(参考)主要技術基準及び参考図書

[4]電気・機械・設備等

- 3 内線規程 JEAC 8001-2011 日本電気協会 H28.10
- 4 電気通信設備工事共通仕様書 平成28年版 国土交通省 H29.3
- 8 公共建築設備工事標準図 [電気設備工事編] 平成28年版 国土交通省 H28.6
- 10 電気設備工事監理指針 公共建築協会 H28.10

測量、調査作業及び業務委託等必携 新旧対照表

工種 第2編 河川編

旧	新
<p>第2212条 河道計画(大規模河川) 2. 業務内容 (5)河川特性の把握 7)現況河道の課題の整理 受注者は、現況河道の流下能力、河道の特性諸量、既設の河川横断構造物及び護岸等の状況 (追加) を考慮した現況河道の安定性、自然環境及び河川空間利用等に係る現況河道の課題を整理するものとする。</p>	<p>第2212条 河道計画(大規模河川) 2. 業務内容 (5)河川特性の把握 7)現況河道の課題の整理 受注者は、現況河道の流下能力、河道の特性諸量、既設の河川横断構造物及び護岸等の状況や平均河床高及び最深河床高の変化等を考慮した現況河道の安定性、自然環境及び河川空間利用等に係る現況河道の課題を整理するものとする。</p>
<p>第2218条 氾濫水理解析(二次元モデルを用いる場合) 2. 業務内容 (3)資料収集・整理 2)資料収集・整理 受注者は、工事実施基本計画及び河川整備基本方針、河道の平面・縦断・横断図、既往浸水実績図、治水地形分類図、地形図、土地利用図、氾濫域内連続盛土、排水施設、氾濫域内河川・水路縦断図、(追加) 国土数値情報等の貸与された又は他機関等より収集した資料を整理するものとする。</p>	<p>第2218条 氾濫水理解析(二次元モデルを用いる場合) 2. 業務内容 (3)資料収集・整理 2)資料収集・整理 受注者は、工事実施基本計画及び河川整備基本方針、河道の平面・縦断・横断図、既往浸水実績図、治水地形分類図、地形図、土地利用図、氾濫域内連続盛土、排水施設、氾濫域内河川・水路縦断図、LP地盤高データ、国土数値情報等の貸与された又は他機関等より収集した資料を整理するものとする。</p>
<p>第2306条 護岸予備設計 2. 業務内容 (8)総合評価 受注者は、(4)において選定された基本ケース(6ケース)について、安全性、経済性、施工性及び環境等を総合的に評価し、技術的面から優劣を検討し、最適の護岸タイプを提案するものとする。</p>	<p>第2306条 護岸予備設計 2. 業務内容 (8)総合評価 受注者は、(4)において選定された基本ケース(6ケース程度)について、安全性、経済性、施工性及び環境等を総合的に評価し、技術的面から優劣を検討し、最適の護岸タイプを提案するものとする。</p>
<p>第2310条 樋門詳細設計 2. 業務内容 (5)構造設計 5)ゲート工及び操作室の設計 受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。(追加)</p>	<p>第2310条 樋門詳細設計 2. 業務内容 (5)構造設計 5)ゲート工及び操作室の設計 受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。ただし、機械関係(金物)の詳細設計は含まない。</p>

測量、調査作業及び業務委託等必携 新旧対照表

工種 第6編 道路編

旧	新
<p>第6408条 道路詳細設計 1. 業務目的 道路詳細設計は、道路予備設計(B)、或いは同修正設計(B)で確定した中心線位置、用地幅杭位置に基づき、第1206条設計業務の内容第5項に示す業務を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。なお、予備設計で確定すべき要件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に示された設計を行うものとする。</p> <p>2. 業務内容 (13)照査 3)「詳細設計照査要領」(旧建設省・平成11年3月)に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行う。</p>	<p>第6408条 道路詳細設計 1. 業務目的 道路詳細設計は、道路予備設計(B)、或いは同修正設計(B)で確定した中心線位置、用地幅杭位置に基づき、第1206条設計業務の内容第4項に示す業務を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。なお、予備設計で確定すべき要件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に示された設計を行うものとする。</p> <p>2. 業務内容 (13)照査 3)「詳細設計照査要領」(国土交通省・平成29年3月)に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行う。</p>
<p>第6413条 平面交差点詳細設計 2. 業務内容 (11)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第6408条道路詳細設計第2項の(12)に準ずるものとする。</p>	<p>第6413条 平面交差点詳細設計 2. 業務内容 (11)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第6408条道路詳細設計第2項の(13)に準ずるものとする。</p>
<p>第6416条 ダイヤモンド型IC詳細設計 2. 業務内容 (11)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第6408条道路詳細設計第2項の(12)に準ずるものとする。</p>	<p>第6416条 ダイヤモンド型IC詳細設計 2. 業務内容 (11)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第6408条道路詳細設計第2項の(13)に準ずるものとする。</p>
<p>第6418条 トランペット・クローバー型IC詳細設計 2. 業務内容 (11)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第6408条道路詳細設計第2項の(12)に準ずるものとする。</p>	<p>第6418条 トランペット・クローバー型IC詳細設計 2. 業務内容 (11)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第6408条道路詳細設計第2項の(13)に準ずるものとする。</p>